

富山高岡広域都市計画地区計画の決定

綾田町・田中町地区 地区計画

計 画 書

富 山 市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画綾田町・田中町地区地区計画を次のように決定する。

名称	綾田町・田中町地区地区計画	
位置	富山市綾田町三丁目及び田中町四丁目の各一部	
面積	約 1.3 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、富山市東部の南北をつなぐ都市計画道路双代線と富山市の東西をつなぐ都市計画道路呉羽町袋線の交差部付近に位置し、交通の要所かつ利便性にすぐれた地区である。 また、当地区は双代線の沿線であるが、後背地には住宅が多く存在しております、この沿道の土地利用によっては住環境の悪化の恐れがある。 このため、双代線の沿道におけるサービス業務機能を許容しつつ、住環境を維持し、良好な市街地環境の保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	現在の土地利用の状況は、住宅、共同住宅を中心であり、双代線の沿道を中心に商工業施設が混在している。 双代線の沿道は、交通の利便性を生かしたサービス業務施設等の立地を許容しつつ、危険物の貯蔵・処理のための施設やマージャン屋、ぱちんこ屋等の建築物の建築を規制し、背後住宅地の住環境を維持保全するような土地利用を図る。
	整備建築物等の方針	建築物の建築にあたっては、当地区周辺の住環境の悪化を招かないような建築物の誘導を図る。このため、建築物等の用途の制限を定める。

地区整備計画

地区の区分	地区の名称	綾田町・田中町地区
	地区の面積	約 1.3 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>以下に掲げる建築物は建築してはならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法別表第2(と)第4項に定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、射的場および馬券・車券販売所

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画綾田町・田中町地区地区計画

理由書

1. 計画地の概要

綾田町・田中町地区は富山市の東部を南北に通る都市計画道路双代線の沿線に位置し、南には都市計画道路呉羽町袋線、北には都市計画道路綾田北代線及び田中線があり、交通の利便性が優れている地区である。

2. 経緯

当地区は、都市計画道路双代線の整備が進められていることから、この沿線に交通の利便性を生かしたサービス業務施設の立地を可能にするため、平成13年2月に沿道（道路端より30m）を準工業地域に指定したものである。

その後、双代線沿線の土地利用について、地元町内会から背後住宅地の環境や危険性を増大させないよう建築物の用途を規制する旨の強い要望が出された。

のことから、当地区は交通の利便性を生かした業務及びサービス施設の立地を許容しつつ、背後住宅地の住環境を維持保全するために、危険物の貯蔵・処理のための施設及び、マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、射的場及び馬券・車券販売所等の立地を規制する地区計画を定めることとしたものである。

3. 都市計画決定の妥当性

地元町内会からの要望は、地区住民の総意であること。また、要望による規制は、当地域のまちづくりに対して支障を与えるものでないこと。さらに、当地区は双大線の整備が既に完了し、沿道には住宅地等の建築物が立地しており、良好な住環境が維持保全されていること等を考慮すると、この規制が当地区にとって有効であると判断したものである。

